

令和6年度 茨城県中学校新人体育大会県西地区大会サッカーの部 実施要項

1 期 日 令和6年10月9日(水) 10日(木) 予備日 12日(土) 13日(日)

2 会 場	会 場 名	9 日	1 0 日	1 2 日	1 3 日
	筑西市下館運動公園サッカー場	○	○		
	古河市小堤サッカー場	○		○	○
		4 面	2 面	2 面	2 面

3 出場制限 トーナメント勝ち上がり3チームが県大会出場

4 試合形式 ノックアウト方式(勝ち抜き戦)とする。

5 組合せ 組み合わせ会議において決定する。(別紙参照)

6 申し込み先 大会本部へのメンバー表3部提出

7 役員・審判 会 長 市村 英二

名誉会長 木村 教人 (県西教育事務所長)

副 会 長 安達 恵子 塚田 裕史 久下 典子 船越 計雄  
逆井 隆史 久下 英彦 太田 一茂 内海 孝至

顧 問 柴崎 一成 竹村 靖 猪野木雅明 (県西教育事務所)

総 務 齊藤 雅 大津 歩 若旅 祐太 稲川 文哉  
杉江 拓也 布施 佑磨 青木 祐喜 中村 綾太  
片見 渉 櫻井 一真 内海謙太郎 館野 雄  
佐藤 隆 吉原 澄 広瀬 将之 椎名 啓太  
木本 翔 松崎 央記 高橋 佑貴

運営委員長 逆井 隆史 (坂東東中)

運営副委員長 小林 峻 (総和中)

運営委員 中田 圧史 (結城東中) 柳橋 一輝 (桃山学園)

審判長 片見 渉 (八千代東中)

審判委員 各中学校サッカー部顧問・ボランティアレフェリー

8 緊急指定病院 西南医療センター病院 (0280-87-8111)

9 参加資格

- (1) 茨城県中学校体育連盟の中学校または、地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)に在学、在籍する中学生で、(公財)日本サッカー協会に加盟し、当該競技要項により、茨城県中学校体育大会の参加資格を得た、一校単位で組織する中学校または、地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)のチームであること。参加する生徒は、学齢・修業年限が一致していること。ただし、その年度の6月30日までに、茨城県中学校体育連盟を通じて、(公財)日本中学校体育連盟に申し出、承認を得た生徒についてはその限りではない。
- (2) 「参加資格の特例」については、下記の①～②の通りとする。
  - ① 学校教育法第134条の各種学校(1条校以外)に在籍し、郡市大会の予選大会に参加し、茨城県中学校体育連盟主催・主管大会参加資格を得た者。
  - ② 令和6年度茨城県中学校体育大会(総体・新人)における地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)の参加資格の特例に準ずる。
- (3) 合同チームの参加については、茨城県中学校体育連盟の「茨城県中学校体育大会(総体・新人)合同チーム参加規程」により、参加を認める。
- (4) 拠点校部活動チームの参加については、「茨城県中学校体育連盟の茨城県中学校体育大会(総体・新人)における参加規程」により、参加を認める。
- (5) 参加生徒は、(公財)日本サッカー協会登録をしたチームでのみ参加することができる。女子加盟チーム選手に限り、在籍中学校の生徒であれば、移籍を行うことなく本大会に参加することができる。

(6) 1チームは、引率責任者1名、監督1名、コーチ1名、選手18名の計21名以内とする。

## 10 引率責任者・監督・コーチ

(1) 参加生徒の引率は、学校においては出場校の校長・教員・部活動指導員、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）においては代表者・指導者とする。なお、部活動指導員は、他校の引率者及び依頼監督にはなれない。

※「部活動指導員」とは、学校教育法施行規則第78条の2に示されている者をいう。

(2) 外部指導者（コーチ）をつける場合は校長が認めたものとする。茨城県中学校体育連盟の「外部指導者（コーチ）の資格及びベンチ入り規程」に従うものとする。

(3) 本大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者（コーチ）、トレーナー等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとしている。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部の指導者は校長から暴力等に関する指導処分を受けていないこととする。

## 11 競技規則

(1) (公財) 日本サッカー協会制定の「サッカー競技規則 2023/24」による。

(2) 1・2回戦の試合時間は50分とし、ハーフタイムのインターバルは、原則として5分間とする。準決勝・決勝の試合時間は60分とし、ハーフタイムのインターバルは、原則として10分間とする。勝敗が決しない場合は、ペナルティーマークからのキック方式により、次回戦進出または優勝チームを決定する。

(3) 選手の交代は、全ての試合において登録した7名の交代要員の中から最大7名までの交代が認められ、一度退いた競技者も再び出場することができる。交代回数は、7回までの延べ回数とする。

(4) 脳震盪またはその疑いのある選手が発生した場合の取り扱いは以下の通りとする。

① 脳振盪を受傷またはその疑いがある場合は、監督が責任者として最終判断し「脳振盪による交代」を行うことができる。

② 本項に基づく選手の交代は、本条第3項に定める交代人数及び交代回数に含まれない。ただし人数は1名に限るものとする。

③ チームが「脳振盪による交代」を行った場合、相手チームは1人の「追加の交代要員」を使うことができ、1回の「追加の交代」の機会を得る。この追加の交代回数は、「追加の交代要員」のためにのみ使うことができ、「通常の交代要員」には使うことができない。

(5) 試合球は5号球とし、競技規則第2条に適合するものとする。メーカーはモルテン(F5L5000)もしくはミカサ(FT550B)とする。

(6) 予選となる地区大会の試合で受けた出場停止処分が残存している場合、本大会で適用される。

(7) 競技は、ノックアウト方式とする。

(8) 競技中、暑さ等に応じて、飲水タイムもしくは3分間のクーリングブレイクを設ける。

(9) テクニカルエリアを設け、引率責任者・監督・コーチのいずれか1名がその範囲内で指示することができる。

## 12 懲罰

(1) 主審より退場を命じられた選手及び退席を命じられた役員は、自動的に本大会次回戦の試合1試合の出場停止処分を受ける。追加的処分については(公財)日本サッカー協会懲罰基準に準拠して(公財)茨城県サッカー協会第3種委員会内規律・フェアプレー部で協議し、(公財)茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会が決定する。

(2) 本大会期間中に(公財)茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会において出場停止処分の罰則が決定されながら、本大会の終了によって残存した出場停止処分については、順次次の公式戦で適用される。

(3) 本大会で累積された警告が2回となった場合、自動的に本大会の次の試合1試合の出場停止処分を受ける。ただし、違反行為の内容によっては、追加的処分を(公財)茨城県サッカー協会第3種委員会内規律・フェアプレー部で協議し、(公財)茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会において決定する。

(4) 同一試合で2回警告による退場を命じられた選手は、自動的に本大会次回戦の試合1試合の出場停止処分を受ける。ただし、試合出場停止により処分されたものとし2回の警告は累積されない。本大会の終了によって残存した出場停止処分については、順次次の公式戦で適用される。

(5) 累積された警告での出場停止処分及び警告の累積は、本大会終了時をもって効力を失う。

(6) 出場資格がない選手が本大会の試合に出場した場合、それが判明した時点で没収試合とし、当該チームの0-3の敗戦として試合を打ち切る。この該当チームの懲罰については(公財)茨城県サッカー協会第3種委員会内規律・フェアプレー部及び(公財)茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会にて協議の上決定する。

(7) ピッチ内外での不適切な言動や重大な違反行為及び本実施要項に記載のない違反行為に関する懲罰事項は、事実確認のヒアリングを実施の上(公財)日本サッカー協会懲罰規程に基づき(公財)

茨城県サッカー協会第3種委員会内規律・フェアプレー部で協議し、(公財)茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会が決定する。

### 13 表彰

- (1) 優勝チームに優勝杯、賞状を授与する。
- (2) 準優勝チーム並びに3位チームには、賞状を授与する。

### 14 ユニフォーム規程

- (1) ユニフォームは、参加申込書に記入したものを着用し、選手番号(1~99)をつける。選手番号は、服地と明確に区別し得る色彩(服地が縞柄等であって明確な識別が困難なときには、台地をつける)であり、かつ判別が容易なサイズのものでなければならない。
- (2) 選手番号を付ける場所及びサイズは次の通りとする。
  - ① シャツの背面 縦25cm程度の選手番号をつける。(番号の横は縦に比例して適当な大きさで見やすいものとする。)
  - ② シャツの前面 右側、左側または中央に、縦10cm程度の選手番号を必ず付けること。尚、ショーツにも選手番号を付けることが望ましい。その場合は、ショーツ前面の右側または左側に高さ8cm程度の選手番号を付ける。(番号の横は縦に比例して適当な大きさで見やすいものとする。)
- (3) ユニフォーム(シャツ・ショーツ・ストッキング)は正の他に、副として異なる色のユニフォームを参加申込書に記載し、必ず試合会場までその2着のユニフォームを携行する。
- (4) 審判員と同一色、または類似色(黒・紺系)のユニフォームをシャツに用いることは出来ない。ただし、ショーツやストッキングの色は黒でも可とし、組み合わせも可とする。
- (5) 各チームともユニフォームと異なる2色のビブスを持参し、控えの選手は着用すること。
- (6) メーカーの都合によりユニフォームデザインが変更となり、選手数と同じ数のユニフォームが揃わない場合や身体的理由等でデザインの違うユニフォームを着用する場合は事前の確認を必要とする。※多少のデザイン違いは認めるが、明らかに色が違う場合は認められないことがある。  
(R6.4.30 専門部ユニフォーム規定参照)
- (7) アンダーシャツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する。FPとGKは別とする。
- (8) アンダーショーツおよびタイツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する。
- (9) ソックスにテープまたはその他の素材のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色でなくても良い。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する。
- (10) セパレートソックスを着用する場合は、すね当てを完全に覆い、くるぶしの上まで覆われる程度の丈とする。
- (11) 上記の他、ユニフォームに関する規定は、「(公財)日本サッカー協会ユニフォーム規定」による。